

生駒市規則第5号

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月30日

生駒市長 山下 真

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収に関する規則(昭和62年4月生駒市規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表Aの項中「含む。）」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯」を加え、同表中「30,000円」を「15,000円」に、「30,001円以上80,000円以下」を「15,001円以上40,000円以下」に、「80,001円以上140,000円以下」を「40,001円以上70,000円以下」に、「140,001円以上280,000円以下」を「70,001円以上183,000円以下」に、「280,001円以上500,000円以下」を「183,001円以上403,000円以下」に、「500,001円以上800,000円以下」を「403,001円以上703,000円以下」に、「800,001円以上1,160,000円以下」を「703,001円以上1,078,000円以下」に、「1,160,001円以上1,650,000円以下」を「1,078,001円以上1,632,000円以下」に、「1,650,001円以上2,260,000円以下」を「1,632,001円以上2,303,000円以下」に、「2,260,001円以上3,000,000円以下」を「2,303,001円以上3,117,000円以下」に、「3,000,001円以上3,960,000円以下」を「3,117,001円

以上4, 173, 000円以下」に、「3, 960, 001円以上5, 030, 000円以下」を「4, 173, 001円以上5, 334, 000円以下」に、「5, 030, 001円以上6, 270, 000円以下」を「5, 334, 001円以上6, 674, 000円以下」に、「6, 270, 001円」を「6, 674, 001円」に改め、同表備考第1項中「及び同法附則第5条第3項」を「、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に改め、同表備考第2項中「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）」を削り、同項第2号中「及び第2項並びに第41条の2」を「、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項」に改め、同表備考第3項第3号中「又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の10及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の11に定める施設訓練等支援費の受給者」を「、法第24条の2により障害児施設を利用する児童（者）、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第5項、第6項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者」に改め、同号ウの次に次のように加える。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

別表備考第4項第1号ア中「16, 800円」を「8, 400円」に改め、同号イ中「分娩費、出産費、助産費等」を「出産育児一時金等」に、「出産給付費」を「出産一時金」に改め、同項第2号中「出産給付費」を「出産一時金」に、「16, 800円」を「8, 400円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成20年7月1日から適用する。